

議案第2号

基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正について

基山町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

基山町地域公共交通会議設置条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域住民」を「道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民」に、「町営有償運送」を「交通空白地有償運送」に改める。

第2条第1号中「態様及び運賃、料金等」を「態様等」に改め、同条第2号中「町営有償運送」を「交通空白地有償運送」に改める。

第3条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 町職員のうち、町長が指名する者

第9条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 道路運送法第9条第4項に規定する運賃に関する事項

第9条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条に次の1項を加える。

8 その他、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会の代表が幹事会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律18号）及び持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）の施行に伴い、道路運送法が一部改正され、協議運賃の協議方法等の取扱い及び自家用有償旅客運送の種別が変更になったため、基山町地域公共交通会議設置条例を改正する必要がある。

令和 6 年 3 月 14 日原案可 決